様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 9月 5日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃひさの  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ヒサノ  （ふりがな）くぼ　まこと  （法人の場合）代表者の氏名 久保　誠  住所　〒861-4106  熊本県 熊本市南区 南高江２丁目１番１５号  法人番号　5330001003922  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社ヒサノ　DX戦略 | | 公表日 | ①　2025年 8月 5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト　＞　DX戦略  　https://www.kk-hisano.co.jp/dx-strategy/  　自社ホームページ／DX戦略／ヒサノのパーパス（存在意義）・ヒサノのビジョン（実現したい未来）・ビジョン実現のためのデジタル技術活用の方向性 | | 記載内容抜粋 | ①　＜ヒサノのパーパス（存在意義）＞  ～ヒサノの力の源泉は「人」～  ヒサノは、少子高齢化や労働力不足といった社会環境の中でも、あえて「人が主役の物流」にこだわっています。  私たちは、経済的安定、挑戦と成長、人とのつながり、仕事と私生活の調和といった価値を大切にし、「働くことを幸せにつなげる」会社でありたいと考えています。  ヒサノは、企業の持続的成長が社会貢献につながると信じ、社業を通じてお客様、社員、地域社会の未来をともに築いていきます。  ＜ヒサノのビジョン（実現したい未来）＞  精密機器の保管から輸送・搬入・設置まで一貫して行うヒサノの「ワンストップ・サービス」はまさしく当社のコアコンピタンスであり、他社にはないこの競争優位性を生かし、半導体や金融・医療分野のサプライチェーンを支えています。  近年物流は、荷主の要望に応じて単に物を移動させるだけでなく、  ①経済安全保障の確保や災害時の企業間の連携を目的としたサプライチェーンの強靱化  ②気候変動への対応や労働環境の整備などグローバルな諸課題の解決  など物流の持続的な発展に寄与する「物流サービスの高度化」が期待されています。  ヒサノが提供する高度物流サービスは、  ・質の高い現場作業力  ・顧客と現場をつなぐマネジメント能力  ・自社の優位性を高めるITツールの導入  などにより、サプライチェーンの効率化と高付加価値化のみならず、プロ人材の育成とサービスの安定供給によってサステナブルな物流の実現に寄与します。  ＜ビジョン実現のためのデジタル技術活用の方向性＞  ヒサノは経営ビジョンを実現するために、  ・業務部門においてはIT技術を活用した物流プロ人材の育成  ・管理部門においては社内データ分析を活用した運行効率化  ・営業部門においてはビッグデータやWebアクセス解析データを活用した顧客開拓  ・部門横断的な情報連携による最適なリソース配分と顧客への物流提案  上記のようにデジタル技術や各種データを活用し、高度物流サービスの実現にともなう顧客満足度ならびに企業価値のさらなる向上を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　DX戦略の内容は、2025年 7月 29日に実施した取締役会で承認しました。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社ヒサノ　DX戦略 | | 公表日 | ①　2025年 8月 5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト　＞　DX戦略  　https://www.kk-hisano.co.jp/dx-strategy/  　自社ホームページ／DX戦略／ビジョン実現のための戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　戦略①人材開発の体制・仕組みづくり  ・人事評価制度  ・キャリアパスの整備  ・健康経営の推進  ・ｅラーニングによる外部研修  戦略②顧客へのマーケティング強化  ・求人・営業活動におけるメディアミックス戦略  ・情報共有の環境整備  ・顧客・営業活動の見える化（顧客プロフィールの明確化）  ・機能別ミーティングの実施  戦略③物流業務のさらなる効率化  ・運行効率向上のための社内システム進化  ・データ解析を用いた管理会計システムの構築  ・電子化・ペーパーレスの取り組み  ・HRM・PM・営業支援・Webマーケティング解析等、各種業務支援ツールの導入 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　DX戦略の内容は、2025年 7月 29日に実施した取締役会で承認しました。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　株式会社ヒサノ　DX戦略  　自社ホームページ／DX戦略／ビジョン実現のための戦略  自社ホームページ／DX戦略／DX戦略推進体制  自社ホームページ／DX戦略／主要取り組み事項 | | 記載内容抜粋 | ①　＜ビジョン実現のための戦略＞　※一部抜粋  戦略①人材開発の体制・仕組みづくり  ・人事評価制度  ・キャリアパスの整備  ・健康経営の推進  ・ｅラーニングによる外部研修  ＜DX戦略推進体制＞  社長及び専務の直轄組織としてDX推進事務局を設置し、IT担当者を採用し配属するとともに、ITコーディネータ１名と顧問契約を締結し推進体制を整備した。その他の財務、労務、法務、Webマーケティング等の外部専門家と協力しＤＸ戦略を推進する。  ＜主要取り組み事項＞　※一部抜粋  当社はデジタル化を推進するため、毎年売上の１％をDX関連に投資します。  ■人材開発の体制・仕組みづくり  ・HRMツールの導入検討  ・健康支援アプリの導入検討  ・ｅラーニング外部研修（中小企業大学校等） |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　株式会社ヒサノ　DX戦略  　自社ホームページ／DX戦略／主要取り組み事項 | | 記載内容抜粋 | ①　当社はデジタル化を推進するため、毎年売上の１％をDX関連に投資します。  ■人材開発の体制・仕組みづくり  ・HRMツールの導入検討  ・健康支援アプリの導入検討  ・ｅラーニング外部研修（中小企業大学校等）  ■顧客へのマーケティング強化  ・Webマーケティング推進（解析ツール・BIツール等の活用）  ・デジタルサイネージ掲出（多言語対応）  ・LINE WORKSのさらなる活用  ・営業支援ツールの導入検討  ・AI・IoTによる議事録作成支援  ■DXによる物流業務のさらなる効率化  ・配車システムのブラッシュアップ、見直し  ・管理会計システムと配車システムの連携  ・出張申請～旅費精算の電子化  ・PMツールの導入検討 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社ヒサノ　DX戦略 | | 公表日 | ①　2025年 8月 5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト　＞　DX戦略  　https://www.kk-hisano.co.jp/dx-strategy/  　自社ホームページ／DX戦略／重点取り組み事項とKPI | | 記載内容抜粋 | ①　重点取り組み事項と2年後（2027年）の目標値は以下のとおりです。  ■人材開発の体制・仕組みづくり  ・運送技術関連資格取得者　５人以上  ・ｅラーニング受講人数　２人以上  ■顧客へのマーケティング強化  ・メディア登場回数　年間３回以上  ・ホームページ問い合わせ件数　2025年比10%増  ・LINE WORKS社内告知　年間10件以上の告知掲載  ・社員１人あたり売上高　2025年比8.0%増  ■物流業務のさらなる効率化  ・運行効率向上　時間外労働の削減　2025年比5.0%減  ・既存システムのバージョンアップ　懸案事項10件を解決  ・社員１人あたり付加価値額　2025年比5.0%増 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 8月 5日 | | 発信方法 | ①　株式会社ヒサノ　DX戦略  　当社コーポレートサイト　＞　DX戦略  　https://www.kk-hisano.co.jp/dx-strategy/  　自社WebサイトのDX戦略ページ内に社長のメッセージ欄をつくり、定期的に進捗報告を実施している。 | | 発信内容 | ①　【公表内容】　第11回報告（2025年8月5日）要約  株式会社ヒサノのDX戦略は、「人が主役」の物流を追求し、デジタルの力を活用して人材開発を進めることです。データ解析による経営分析の高度化やペーパーレス化を推進し、最近ではオンライン社内申請・承認システムを導入しました。AIやデータ活用人材の育成に注力し、新たな評価・育成制度も導入。「人の力」とデジタル技術を融合させ、新しい物流の形を創造することを目指しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 12月頃　～　2024年 12月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 7月頃　～　2025年 7月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。